



70歳～74歳の国保加入者のみなさまへ



高齢受給者証の自己負担割合変更に伴う差替えについて

70歳～74歳の国保加入者のうち、**所得の増減などにより窓口自己負担割合が前年度（平成29年8月1日～平成30年7月31日）と変更になる方**は、平成30年8月1日（水）より新しい「被保険者証兼高齢受給者証」（以下保険証と記載）が必要となります。

対象者には、7月中に簡易書留にて新しい保険証を送付しますので、現在お手持ちの保険証は同封の返信用封筒にて返還をお願いいたします。

※新しい保険証の有効期限は8月1日からですので、7月31日までは現在の保険証をお使いください。

※差替えが行われないと、あとから差額負担分の返還請求や還付が発生する場合がありますので、8月1日からは確実に新しい保険証へ切り替えるようお願い申し上げます。

医療機関窓口での自己負担割合（70歳～74歳）

1割	住民税課税所得145万円未満で誕生日が昭和19年4月1日以前の方
2割	住民税課税所得145万円未満または145万円以上かつ収入合計520万円未満で誕生日が昭和19年4月2日以降の方
3割	住民税課税所得145万円以上かつ収入合計520万円以上の方（現役並み所得者）

【※住民税課税所得とは所得合計から所得控除合計を引いた額です。】

お問い合わせ先：名護市役所 国民健康保険課 給付係 TEL.53-1212(内154・157)

国保の限度額証の切替え及び区分変更のご案内



8月は国保の自己負担限度額区分見直しの時期です。

また、平成30年8月より、国保に加入されている70歳以上の方の自己負担限度額区分が変わりますので対象となる方はご注意ください。

8月から限度額証の切替えが始まります。

国保の自己負担限度額区分が平成29年分の住民税申告内容に基づき決定されます。8月以降に医療費が高額になる見込みの方は、下記をご用意のうえ8月1日以降に国民健康保険課窓口へお越しください。

【限度額証発行に必要なもの】

- 限度額証の発行対象者の国保証
- 限度額証の発行対象者の属する世帯の世帯主の印鑑（認め印可）
- 来庁者の印鑑（認め印可）
- 来庁者の身分証明となるもの（顔写真付き1点、それ以外2点）
- 発行対象者及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの

※限度額証の有効期限は申請のあった月の1日からの適用となりますので切替え漏れのないようご注意ください。

※別世帯の方が申請する場合には委任状が必要となりますので国民健康保険課窓口にお問い合わせください。

また、平成30年8月診療分より国保加入の70歳～74歳の方の自己負担限度額区分が変わります。所得に応じた医療費負担を目的とし現役並み所得者（課税所得145万円以上かつ収入合計520万円以上）の負担区分が3つに細分化されることとなりますので、自己負担割合が3割の70歳以上の方で医療費が高額になる見込みの方は名護市ホームページ等での確認、または国民健康保険課窓口までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：名護市役所 国民健康保険課 保険給付係 TEL：53-1212（内156）

平成30年度 名護市国民健康保険税の改正について

地方税法施行令改正に伴い、平成30年度名護市国民健康保険税の改正がありました。



○国民健康保険税賦課限度額の改定

基礎課税額に係る限度額が54万円から58万円になりました。

○軽減措置の拡充

5割軽減および2割軽減の軽減判定所得基準額が見直され、軽減対象者が拡充されました。

区分	医療分(基礎分)	後期高齢者支援金分	介護納付金分
平成29年度(旧)	54万円	19万円	16万円
平成30年度(新)	58万円	※変更なし	※変更なし

区分	5割軽減	2割軽減
平成29年度(旧)	33万円+(27万円×被保険者数)	33万円+(49万円×被保険者数)
平成30年度(新)	33万円+(27.5万円×被保険者数)	33万円+(50万円×被保険者数)

問い合わせ先：名護市役所 国民健康保険課 保険税係 TEL：53-1212（内274）



後期高齢者医療制度・被保険者の皆様へ

●被保険者証について

平成30年8月から被保険者証が切り替わります。(有効期限が2019年7月31日となります)被保険者証の色(ピンク)は変更ありません。

新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送で交付します。8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

※『後期高齢者医療制度のご案内』(パンフレット)を被保険者証と同封していますので、ご確認ください。(保険料、高額療養費の改正等について記載されています。)

●限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

減額認定証とは、後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養(入院・外来・調剤)を受ける場合に、被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額される証です。(沖縄県後期高齢者医療広域連合にて認定された方については7月下旬までに被保険者証と同封の上、郵送します。)

※同一世帯員全員が住民税非課税の方が対象となります。

●現役並み区分の細分化および限度額適用認定証について

高額療養費制度の見直しに伴い、平成30年8月より、現行の現役並み区分が、現役並み区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに細分化されます。現役並み区分Ⅰ・Ⅱ(課税所得145万円以上690万円未満)に該当する被保険者の方は、限度額認定証の交付を受けることができます。(申請手続きが必要です。)

※現役並み区分(Ⅰ～Ⅲ)の方:被保険者証に記載されている一部負担金の割合が3割の方

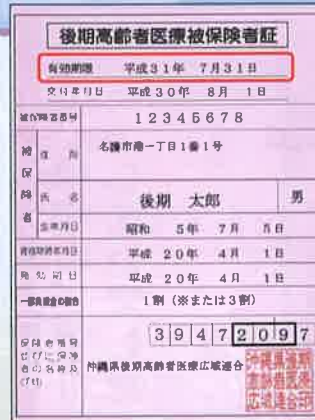
※限度額適用認定証:後期高齢者医療の被保険者で現役並み区分Ⅰ・Ⅱの方が療養(入院・外来・調剤)を受ける場合、被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額が減額される証

●減額認定証および限度額適用認定証の申請方法について

被保険者証、印鑑をご持参のうえ名護市国民健康保険課後期高齢者医療窓口でお手続き下さい。減額認定証および限度額適用認定証は、申請した月の初日から適用となります。※代理人が申請に来る場合には被保険者証、被保険者本人の印鑑、代理人の方の身分証明書をご持参ください。

●保険料について(※7月中旬までに通知書を郵送します)

年金から天引きされる方には、保険料額決定通知書及び特別徴収開始通知書を郵送します。納付書での納付または口座振替で納付される方には、保険料額決定通知書及び納付通知書を郵送します。納付書で納付される方は、第1期の納期限が平成30年7月末ですので、納め忘れのないようお願いいたします。



お問い合わせ先/名護市 国民健康保険課 後期高齢者医療 TEL. 0980-53-1212 (内線167・195)

国民健康保険税・夜間納税相談のお知らせ

日中に国保税に関する納付の相談ができない方を対象として、夜間納税相談窓口を開設しています。納期限までの納付が難しい場合は、お早めにご相談ください。

●日時: 祝祭日を除く毎週木曜
午後5時30分～午後8時

※7月は毎週開設しています

※平日木曜でも開設しない場合があります

・場所: 名護市役所 国民健康保険課 保険税係窓口



国民健康保険課 保険税係
TEL.0980-53-1212 (内線152・153)

お住まいの地域の受診率向上で テントが贈呈されます!!!

名護市では、受診率が大きく向上した地区を表彰し、記念品としてテントを贈呈しています。地域のみなさんで特定健診を受診し地区の受診率向上に協力しましょう。



※平成28年度受診率向上表彰地区

気をつけよう! 熱中症

熱中症とは...室内や気温が高い中での作業や運動により、体温の調節機能が働かなくなり、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、発症する障害の総称です。

★予防対策

- ・こまめに水分をとりましょう。
- ・炎天下での長時間の作業や海水浴は避けましょう。
- ・室内では適度な通風や冷房設備を使うなど熱を逃がす工夫をしましょう。

★応急処置

- ・風通しのいい日陰やクーラーのある室内などに避難させる。
- ・衣服をゆるめ、氷や水で首やわきの下、足の付け根を冷やす。
- ・冷たい水やスポーツドリンクを与える。(意識がはっきりしない場合は×)



平成30年度 住民健診出発式の開催

今年も7月31日(火)港区を皮切りに、各公民館を巡回して実施する住民健診がスタートします。それに先駆け、下記日程にて住民健診出発式を開催しますので、お時間の都合がつく方はぜひお越しください。特定健診受診率向上地区表彰や健康に関するいろんな情報を発信します。

平成30年度住民健診出発式

日時: 平成30年7月30日(月) 午後3時～4時

場所: 名護市役所1階ピロティ

内容: 表彰式(特定健診受診率向上地区、健康優良者、親子ピカピカ賞、特別賞)

『健康』の判断を何でしていますか？

★自覚症状で判断しているという方が多いと思いますが、健康かどうかは健診結果が教えてくれます。

◆ Aさん 59歳

脳卒中で倒れて
しまいました！

健診なんて受けません!!

血糖や血圧が高いことに気づかず病気は進行

ある日突然脳卒中で倒れた！
突然の入院に、約200万円の医療費！

後遺症で麻痺が残り、介護が必要な状態に...

自分の身体は、自分がわかる。どこも悪くない。

忙しくて健診受けるヒマなんてない

好きなだけ食べて飲んでストレス発散

仕事に穴が...

働けないうえに治療費もかかり家計にも大きな負担が...

ちなみに...脳卒中では1件あたり200万円、心筋梗塞・狭心症で倒れると1件当たり約400万円、腎不全で人工透析になった場合は年間約500万円の医療費がかかります。

脳卒中

※医療費は10割で表示

- ◎自分の身体は何ともない。忙しくて毎年は受けられない。
- ◎健診で何を見ているのかわからない。

健診は生活習慣病の発症・重症化を予防するためのものです

健診でみつかった高血圧や高血糖、脂質異常等を早期に改善することで病気の発症や重症化を予防することができます。生活が変化することで健診結果も変わります。年に1度は健診を受診しましょう。

保健推進員による特定健診受診勧奨訪問実施中！

名護市では地域の健康づくりを広めるために、保健推進員44名が活動しています。その一環として、市民ひとりひとりが毎年健診を受ける「リピーター」になれるように、不定期受診の方に対して、特定健診受診を呼びかける家庭訪問活動を行っています。

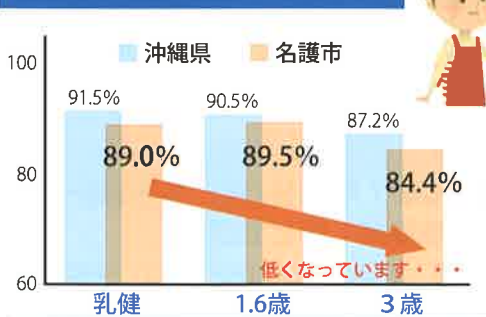
保健推進員の活動は市長の委嘱に基づいて行われています。訪問活動にご理解とご協力をお願い致します。

乳幼児健診を受けていますか？

健診名	乳児健診		1歳6か月健診	3歳児健診
健診時期	3～5か月	9～10か月	1歳6か月	3歳7か月
健診項目	(共通) *計測 *問診 *小児科医の診察		*保健指導	
	*栄養相談	*ブラッシング指導 *栄養相談 *貧血検査	*歯科診察 *栄養相談 *ブラッシング指導 *貧血検査	*尿検査 *歯科診察 *ブラッシング指導 *栄養相談 *心理相談(随時)

健診会場では医師や保健師、栄養士、歯科医師、歯科衛生士みんなで、お子さまの成長や発達を応援します。日頃の疑問や不安を一緒に解決しませんか？

名護市の健診受診率(H28年)



健診では、お子さまのからだの発育だけでなく、食事や睡眠などの生活習慣、家族やお友達と一緒に遊んでいるかなど心の発達も保護者と一緒に確認しています。お子さまの成長を伸ばすために必要なアドバイスやサービスの紹介も行っています。

ぜひ、健診をうけて今後の子育てにお役立て下さい。

問

名護市健康増進課 (地域保健係)
TEL. 0980-53-1212 内線(143・386)